

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年5月27日
【会社名】	三井不動産株式会社
【英訳名】	Mitsui Fudosan Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菰田 正信
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
【電話番号】	03(3246)3055
【事務連絡者氏名】	総務部文書グループ長 崎山 隆央
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
【電話番号】	03(3246)3055
【事務連絡者氏名】	総務部文書グループ長 崎山 隆央
【縦覧に供する場所】	三井不動産株式会社 関西支社 (大阪市中央区備後町四丁目1番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成26年5月27日（火）開催の当社取締役会において、当社普通株式の海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集（以下「海外募集」という。）が決議され、これに従ってかかる当社普通株式の募集が開始されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、上記海外募集の決議と同時に、新株式発行に係る当社普通株式の日本国内における募集（以下「国内一般募集」という。）、オーバーアロットメントによる売出しおよび野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことが決議されております。

2【報告内容】

- | | | |
|---|---------------------|---|
| イ | 株式の種類 | 当社普通株式 |
| ロ | 募集株式数 | <p>下記(1)および(2)の合計による当社普通株式33,000,000株</p> <p>(1) 下記りに記載の海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式
28,700,000株</p> <p>(2) 下記りに記載の海外引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式4,300,000株</p> <p>国内一般募集を含めた各募集間で配分する株式数の最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、平成26年6月16日（月）から平成26年6月18日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。</p> |
| ハ | 発行価格 | <p>未定</p> <p>（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。）</p> |
| ニ | 発行価額
（会社法上の払込金額） | <p>未定</p> <p>（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。）</p> |
| ホ | 資本組入額 | <p>未定</p> <p>（資本組入額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額（1円未満端数切上げ）を発行数で除した金額とする。）</p> |
| ヘ | 発行価額の総額 | 未定 |
| ト | 資本組入額の総額 | <p>未定</p> <p>（資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。）</p> |
| チ | 株式の内容 | <p>完全議決権株式であり、株主の権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元株式数 1,000株</p> |
| リ | 募集方法 | <p>Nomura International plc、Daiwa Capital Markets Europe Limited、SMBC Nikko Capital Markets LimitedおよびMerrill Lynch Internationalを共同主幹事引受会社とする海外引受会社（以下「海外引受会社」という。）に海外募集分の全株式を総額個別買取引受けさせる。また、海外引受会社に対して上記ロ(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。</p> |

- ヌ 引受人の名称
Nomura International plc (共同主幹事引受会社)
Daiwa Capital Markets Europe Limited (共同主幹事引受会社)
SMBC Nikko Capital Markets Limited (共同主幹事引受会社)
Merrill Lynch International (共同主幹事引受会社)
Goldman Sachs International
UBS Limited
Citigroup Global Markets Limited
- ル 募集を行う地域
海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。)
- ヲ 提出会社が取得する手取金の総額ならびに用途ごとの内容、金額および支出予定時期
- (1) 手取金の総額
- | | |
|-------------|---------------------|
| 払込金額の総額上限 | 97,971,060,000円(見込) |
| 発行諸費用の概算額上限 | 600,000,000円(見込) |
| 差引手取概算額上限 | 97,371,060,000円(見込) |
- なお、払込金額の総額は、発行価額の総額と同額であり、平成26年5月21日(水)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額である。
また、上記口(2)に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合の金額である。
- (2) 手取金の用途ごとの内容、金額および支出予定時期
- 上記差引手取概算額上限97,371,060,000円については、海外募集と同日付をもって当社取締役会で決議された国内一般募集の手取概算額197,710,940,000円および本件第三者割当増資の手取概算額上限29,488,200,000円を合わせた手取概算額合計上限324,570,200,000円について、平成27年(2015年)3月末までに、日本橋・八重洲エリア、日比谷エリアおよび飯田橋グラン・ブルーム等をはじめとするオフィス・商業施設ほかを含む複合開発等および(仮称)ららぽーと富士見を含む全国の商業施設、ならびに物流施設、賃貸マンションおよびホテル・リゾート施設等の平成27年(2015年)3月期の設備資金計画376,063百万円の一部に充当し、残額が生じた場合には金融機関への借入金の返済資金に充当する予定である。
現在、当社グループは、平成24年(2012年)4月に公表した中長期経営計画「イノベーション2017」に掲げた施策を遂行しているが、当社グループを取り巻く事業環境は「イノベーション2017」の公表時から大きく変化している。平成32年(2020年)オリンピック・パラリンピックの東京招致決定、国家戦略特区の指定等を契機として、今後、東京を中心に鉄道網・道路網等の社会インフラの整備が一層進展することが見込まれ、これまで東京ミッドタウンや日本橋室町をはじめ、多くの複合開発・街づくりを担ってきた当社グループにとって、事業機会が拡大しているものと認識している。
当社グループは、現在、東京23区において、オフィス・商業施設ほかを含む複合用途の新たな開発パイプラインを有しており、当該開発パイプラインの実行は、東京の国際競争力向上に資する街づくりに繋がるものと考えている。
今回の資金調達は、当社グループが有する全開発パイプラインの着実な実現に向けて、上述のとおり手取金を設備資金に充当するとともに、今後新たに見込まれる事業機会を機動的に獲得できる体制整備として財務基盤の更なる強化を目的として実施することとした。
- ワ 払込期日
平成26年6月23日(月)から平成26年6月25日(水)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。

カ 当該有価証券を金融商品 株式会社東京証券取引所
取引所に上場しようとする
場合における当該金融
商品取引所の名称

ヨ その他の事項 当社の発行済株式総数および資本金の額
発行済株式総数 881,424,727株
資本金の額 174,296,119,120円

安定操作に関する事項

1. 今回の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。